

2016年2月27日(土)開催 「インドネシア」小学校教員対象著作権フォーラム」

(1) 実施までの経緯

過去2回のイベントでターゲットとしたのが、一般消費者と大学生、大学教職員であり、過去2年間のいくつかのASEANの国々との意見交換の中で、著作権普及啓発を推進する最も効果的な方策のひとつが、各国とも“教育”と考えており、文化庁と共に、それを踏まえて今年度を考えた際に、「著作権の普及啓発に関しては教育が大切であること」、そして「参加して得た知識等を拡散できる立場・意向を持った人に出席してもらうこと」をポイントとして各方面に可能性を探った。いくつかの選択肢の中で、最終的に ジャカルタ市内及び郊外の小学校1,800校の児童(主に小学4年生)向けに「Surat Dari Bumi」というタブロイド判の新聞を配布している会社にアプローチをおこない、現地の小学校教職員対象の著作権フォーラムを計画した。

その後この会社を通じて、企画に賛同していただける学校をリサーチ、選定し、今回の開催校を含む4校を選出。4校がある南タンゲランという場所は、ジャカルタに隣接したいわゆるベッドタウンで、ハイクラスな高級住宅地が点在しており、今回の4校も数的には少ない私立校が選ばれた。

学校の選定後、出席予定教員の著作権に関する知識や意識を把握したうえで、彼らのニーズに対応したイベントの内容を検討するために、事前アンケートを実施し、日本側はもとより、インドネシア知的財産総局(DGIP)をはじめインドネシア側にもその内容を共有し、スピーカーの選出やそのプレゼン等に反映するよう要請した。

日本側からは、日本において著作権普及のために数多くのセミナーを開催し、様々な対象に向けた出版物・DVDなどの啓発コンテンツを製作し、調査研究など、日本における著作権等の適切な保護を図り、文化の発展に寄与することを目的として様々な活動をおこなっている公益社団法人著作権情報センター(CRIC)にスピーカーを依頼した。

またインドネシア側は既述のインドネシア知的財産総局(DGIP)はもとより、インドネシアにおいて著作権の普及啓発に尽力している団体にスピーカーを依頼した。

タイと違い、同じASEANという括りにはできない、インドネシア特有と言えるかもしれない、現地の人を動かす上で毎度直面する、いくつかの問題・条件を何とか乗り越え、開催に至ることができた。

(2) 実施概要

開催日:2016年2月27(土)

開催時間:10:00~15:40

開催会場:インドネシア共和国 バンテン州 南タンゲラン市 ベペカ・プナブル小学校

主催:インドネシア知的財産総局(DGIP)、日本国文化庁

共催:一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構(CODA)

製作・運営:株式会社 クオラス 運営・進行:中央宣興インドネシア

出席者:南タンゲランの4校の教員ほか 全93名

(アマリナ小学校、マタハリ小学校、バイタル・マール小学校、
ベペカ・プナブル小学校から小学校教員63名)

【実施内容】

開会挨拶

1. スカルニ ベペカ・プナブル小学校 校長
2. 小林謙仁 文化庁 長官官房国際課 国際著作権専門官
3. パラグタン・ルビス インドネシア知的財産総局 協力・知財推進局長

プレゼンテーション

Topic 1

「著作権法と初等教育」

プレゼンター:インドネシア知的財産総局 海外協力副局長 アンドリアンサ氏

Topic 2

「日本における教員、児童生徒に対する著作権普及啓発活動

～CRICの経験から」

プレゼンター:公益社団法人 著作権情報センター(CRIC)

専務理事・事務局長 片田江邦彦氏

昼食&休憩

Topic 3

「改善しよう！」&「インドネシア映画産業界における著作権侵害の影響」

プレゼンター:モーション・ピクチャー・アソシエーション インドネシア代表

ルスリ・エディ氏

インドネシア映画プロデューサー協会(APROFI)会長

シエラ・ティモシー氏

パネル・ディスカッション、Q&A セッション

・モデレーター:ベーカー&マッケンジー法律事務所

プリマストゥティ・プルナマサリ氏、ウィキ・アニンディト氏

・登壇者:文化庁 小林氏、CRIC 片田江氏、DGIP アンドリアンサ氏

MPA インドネシア エディ氏、APROFI ティモシー氏

質問者: スカルニ校長 (プナブル小学校校長)

Q: ①ペナブル小学校では外国の出版物も授業で使用しているが、数が限られているので、大量購入することができずにコピーをして利用している。これは著作権上規制があるのか?

②子供たちにモチベーションを与えるという意味で YouTube も見させているが、これも法律的には、どのような位置付けになるのか?
パッケージ商品がなかなか見当たらず、購入することがむずかしくなっている背景もあるので。

質問者: マタハリ小学校教師

Q: ③商標の申請の方法に関して。同じような名前の学校が他にもたくさんあったために、以前学校の名前を申請したことがあるが許可が下りなかった。申請だけでもむずかしい状況がある。

人の名前なら同姓同名の人がいるのは分かるが、知財総局としてはどのように考えているのか?

④DVD や VCD を店頭で購入することは非常に難しくなった昨今、警察の前の店舗でも海賊版を販売しているという状況がある。合法的なものをすぐ取得できたり、アクセスできたりすれば問題ないと思うのだが政府としての考えをいただければと思う。

回答者: インドネシア知財総局 国際協力副局長 アンドリアンサ氏

①に対して

出版業者に連絡をしてライセンスを得るということも 1 つの方法だが、それでは時間がかかってしまう。あとは出版社に対して複製の許可を取るという方法がある。映像でも同じだが複製については許可を取る必要がある。

授業で使うに際して時間的な余裕がないということであれば、その本の中から必要な箇所だけ引用するという使い方がある。その場合も出典を明確に表記する必要がある。

コピーをする場合については、インドネシアでは現在十分な規則作りができていない。先進国では複写をする場合でも制限がある。ロイヤリティーが発生することもある。大量に複写をする場合には費用も高額になる。今後インドネシアでも枠組みができると考えている。

授業で使用するという目的だけであれば例外として認められる余地が大いにある。どういう形でそれを使うかが重要な意味を持つと考える。著作者にとって道理

的に許可できる範囲であれば複写も認められると思われる。

オンラインの発達によりデジタル技術を使った利用も必要となってくると思われる。

著作権保護に関しては、デジタル技術に対してどう対応していくかというのもチャレンジのひとつであり、これはインドネシアのみならず世界中で同じ状況にある。

1つの国だけではなく国際的な枠組み作り、規制作りも必要だと考える。

回答者:インドネシア映画プロデューサー協会会長 ティモシー氏

②に対して

合法的なものが手に入らないので非合法的なものを購入したり、アクセスすることは理由にならない。YouTubeでも合法的なものはある。我々の協会としても学校・大学の協力を得て、短編映画の製作、上映をおこなっている。オンラインを利用した映画の合法的な上映も政府に対して働き掛けをしている。

回答者:インドネシア知財総局 国際協力副局長 アンドリアンサ氏

③に対して

インドネシアの法的には14か月以内に異議申し立てがなければ認められるのだが、独占権に関連するのでちゃんと調べる必要がある。「マタハリ」というのは総称的な用語の申請として判断されているのだと考えられる。異議が申し立てられて取り消されたことももちろんある。

④に対して

政府としては海賊版を無くすことを政策のひとつとしており、そのための啓発活動もおこなっている。モールのオーナー等にも注意喚起をおこなっているし、法律に基づいて予防策を取っている。2月3日には録音がオリジナルではないVCDを販売していた5社が摘発された。

質問者:モデレーター プルナマサリ氏(ベーカー&マッケンジー法律事務所)

Q:①学校での著作権普及活動の過程でどういう問題が今までにあったか?

②また活動の前後でどういう効果があったかをどういう指標で判断しているのか?

回答者:著作権情報センター(CRIC)専務理事事務局長 片田江氏

A:①に対して

日常生活の中で著作物を利用する機会が増えているにもかかわらず、著作権の

知識がないために知らない間に著作権を侵害しているということはよくあるのではないかと思います。

ビジネスで著作権に関わりを持っている人は知識が必要なので積極的に学んでいるが、一般の人はそうではないので、一般の人に対して普及啓発活動をおこない著作権について知ってもらうことが必要ではないかと考えており、先程プレゼンした内容もそういった活動の一環である。

②に対して

プレゼンのなかでお話したが、学校の先生に対して5年ごとに“著作権意識の調査”をおこなっており、その中では先生方の著作権についての知識のニーズが徐々に高まっているという測定結果はひとつ出ている。

日本においては教員の資格を得るためには、必ずしも著作権の知識は必要とされていないが、著作権教育についてのニーズは高まってきており、より多くの教員方が著作権についての知識を学ぶようになってくるのではないかと私は期待している。

質問者: マタハリ小学校教師

Q: マンガやコミックはよく似ているものがたくさんあると思うが、これは日本では著作権侵害として問題にはならないのか？

回答者: 著作権情報センター (CRIC) 専務理事 事務局長 片田江氏

A: 確かに似たような作品は日本でも見受けられる。オリジナルのコミックを作った人が、あの作品は私の作品を真似したもので著作権を侵害していると主張すれば、おそらく多くの場合にその主張は認められると思う。

日本では年に2回「コミックマーケット」という、オリジナル作品に基づいた作品をアマチュアの人が描いて、それを販売するという大きなイベントがある。そういったものをオリジナル作品の作家や出版社が知らないわけではないのだが、著作権侵害だからやめて欲しいと申し立てをしたという話を私は聞いたことがない。それは、オリジナルに基づいた新たな作品を制作するという事は、新しい作家を育てるという非常に意味のあることだという理解が、少なくともコミックの世界では作家にも出版社にもあるのだと思う。

日本では現在著作権侵害は親告罪であるが、TPPによって今後非親告罪となるということでいろいろな議論がなされていたが、日本の多くの出版社がコミックマーケットにおいて二次創作物を作っている若い作家たちを育てることをサポートしていき

いと考えており、そのような場面では警察には動いて欲しくないとの声明を出版社の代表が出すということがあった。

質問からは少々離れてしまったが、権利者が自分の作品に似た作品に対して著作権侵害を主張することはできるが、マンガやコミックについてそれが問題になったという事例は聞いていない。

質問者: 男性

Q: ①映画、ビデオの一部上映を合法化するというのだが、学校の教材として一部を使用するのもOKなのか？

質問者: 女性

Q: ②テレビドラマも著作物のひとつなのか？著作物として認められるには何か基準があるのか？

教育的にはよろしくない、子供に教えるべきではない内容のものもたくさんあると思うが、ドラマなどは誰かの許可を得て放送されているのか？こういう問題はこういった方法で解決できるのか？

質問者: 女性

Q: ③毎月学校で映画を上映しており、外国の映画をよく見ている。本当はインドネシアの映画で子供向けのものが欲しいのだが、なかなか手に入らない。道徳的な良い内容のものがない。売っているお店も少ないし、DVDは何度も繰り返し使うと再生できなくなったりするのでどうすればよいのか？

業界で子供向けの短編の映画などを作ってもらえないか？特に教育を目的としたもので子供たちが興味を持って見ることができ、簡単に理解できるような内容のものがいいと思う。

④商標について、インドネシアで商標登録されているものを利用して、アジア太平洋諸国で大々的に商標権侵害をしている事例もあると思われ、侵害している側はその商標を使って何もせずに利益を上げていることもあると思うので、これから仕事をしていく若いクリエイターに対する環境整備が重要だと考える。

回答者: インドネシア映画プロデューサー協会会長 ティモシー氏

A: ②に対して

我々はテレビドラマは製作していないが、ドラマの場合はインドネシアに放送に関する委員会があり、その検閲を受ける必要がある。教育上よろしくない内容のもの

については放送しないことが可能である。我々が映画のプロデューサー協会を作ったのはテレビ放映に関するそういった組織に対抗して立ち上げたものである。

我々は全ての世代を対象とした映画を作っており、そういった作品は非常に価値の高いもので、その点は誇らしく思っている。会員の中にはインドネシアの文化に基づいた内容の映画を作っているメンバーもたくさんいる。教育上良い内容のものかどうかというのは、製作者にゆだねられる問題だと思う。

①③に対して

映画に関しては、教材として短編のものをいくつか持っているので、適したものがあるか見ていただければと思う。我々がおこなっているのは道徳を教えるというよりも、ひとつのメッセージを伝えることが重要だと考えている。たとえばサッカー選手になりたいという夢を持ったパプアの子供が、夢がかなわなかった時にひとりの女性が支えとなり、その子を立ち直らせるという映画であったり、インドネシアの料理に関する映画があるのだが、そういったものをモチーフとして文化や民族性を表している。ひとつの村の子供たちの物語であったり、協会のメンバーが作ったいろいろな作品があるので、そういったものを一度ご覧いただければと思う。

学校としてどんな映画を必要としているか、どういう問題を取り上げたものが必要とされているのか、我々と協議して協力できると思う。商業目的ではなく教育目的として無料で上映する場合には無償でそれらを提供できると思う。

回答者:MPA インドネシア代表 エディ氏

A:①②③に対して

私は RCTI という民間の放送局で働いていたが、テレビのドラマについてもすべて許可を取って放送している。映画の場合はダイジェストでも全編でも商業ベースで流通しない限り、児童生徒に見せる目的であれば協力できると思うし、プロデューサーが学校へ出向いて一緒にディスカッションすることも可能ではないか。

回答者:インドネシア知財総局 国際協力副局長 アンドリアンサ氏

A:④に対して

商標権というのは著作権と非常に密接に関連しており、著作権同様商標権もそれぞれの国ごとの法律を順守することになっている。商標については実際にそれが使われる国の法律に従うことになるので、タイで無断使われているのであれば、タイでは商標登録をしていないからではないかと思われる。

商標は最初に登録した人に権利が与えられるので、インドネシアで商標登録をする際に、他にターゲットにしたい国があるのであれば、同時に登録するのが良いと言える。工業意匠の場合はまた別だが、商標については最初に登録したものが認められることになっている。

閉会挨拶

一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構 事務局担当部長 渡部清隆

— 終了 —

(3) イベント開催総括

これから著作権に対する知識を学んでもらいたい小学生に対して、日々教壇に立っている教員の方々が出席者ということもあり、当初の終了時刻より予定を1時間以上も超える大変熱いイベントとなった。児童たちに教えるにはまず自分たちがしっかりと理解しておかなくてはならないという気持ちが随所にひしひしと伝わってきた。

今回のイベントに出席いただいたのは、いわゆる階級としてはかなり上の人が通う学校の教員であり、彼ら自身知的レベルが高いのだと思うが、長い時間に及ぶイベントであったにも関わらず、最後まで集中して耳を傾け、質問も数多くいただいた。質問の内容も「著作権教育や著作権を考えるうえで本質的な質問が多くあった」と日本からご出席いただいた CRIC の片田江さんも感心してお話されていた。教育の質を高めたいという意識が質問の中に感じられた。

今年度で3年続けて、様々な層を対象に著作権啓発イベントをおこなってきたが、この3年の間でも、急速にインドネシア国内における著作権保護に対する機運は人々に広がりを見せているのではないかと思われる。今なおパッケージの海賊版を街の至るところで目にするが、インドネシア知的財産局のプロモーションや今回プレゼンをおこなったMPA、APROFIをいった団体も、とても積極的にニーズに対応しようという姿勢でいることが伝わってきた。自国内で腰を据えて普及啓発を推進していこうという気持ちが入った雰囲気、オーラのようなものを感じることができた。

(4) イベント実施後の追加啓発プロモーション

今回のイベントに連動した追加啓発プロモーションとして、前述の小学生新聞を配布している小学校全校に対して、「海賊版って何？」と題した壁新聞を配布。

【壁新聞内容】 海賊版とはどういうものかについての説明。

海賊版を利用することはなぜいけないのかについての説明。
海賊版である可能性が高いと思われる確認ポイントの事例提示。
海賊版と思われるものを発見した際の対処について等を掲載。

【配布校数】 1,800 校 (1 校あたり 1 枚以上)

【掲示期間】 2016 年 5 月中旬から、最低 1 ヶ月間

【イベントの様様】



【スカルニ プナブル小学校校長 挨拶】



【文化庁 小林専門官 挨拶】



【DGIP ルビス局長 挨拶】



【DGIP アンドリアンサ副局長 プレゼン】



【CRIC 片田江氏 プレゼン】



【MPA インドネシア エディ氏 プレゼン】



【APROFI ティモシー氏 プレゼン】



【会場の様子】



【パネル・ディスカッション】



【出席者からの質問】



【回答する片田江氏】



【出席者からの質問】